

平成 30 年 1 月 10 日

事 業 主 様

大阪紙商健康保険組合

「医療費通知書」の送付等について

平素は、健康保険組合の事業運営につきましてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「医療費通知書」について、本年以降の所得税等の医療費控除の申告手続（以下、申告手続）に使用可能となることから、以下のとおりの取扱いとさせていただきます。

併せて、申告手続に使用される場合の＜留意事項＞を整理しましたのでご覧ください。なお、申告手続の詳細は、最寄りの税務署までお問い合わせ願います。

(1) 通知時期 平成 30 年 3 月上旬

(2) 通知内容 平成 29 年 1 月から 12 月診療分（原則）

<留意事項>

- ・申告手続に使用する場合は、明細書※に「医療費通知書」の原本を添付してください。
- ・「医療費通知書」に記載のない医療費については、領収書に基づいて作成した明細書※を作成してください。
- ・「医療費通知書」の「医療機関等名称」欄が実際と異なる場合は、補完記入していただくか、領収書に基づいて作成した明細書※を作成してください。
- ・「医療費通知書」を申告手続に使用された場合、当該医療費通知書に記載されている医療費については、領収書を保存する必要はありません（記載のない医療費及び補完記入した医療費については 5 年間保存）。
- ・「医療費通知書」の再発行はできませんので、失くさないようにしてください。

※当該明細書については、国税庁のホームページをご覧ください。